

LGBT 問題を聖書的に理解する

マーリン著『LGBTと聖書の福音』をめぐる議論をベースにしたバイブルスタディ

翻訳・文責：佐野剛史

はじめに

本稿は、アンドリュー・マーリン著『LGBTと聖書の福音』を批判的に考察したロバート・ギャグノン博士¹著「Truncated Love: A Response to Andrew Marin's *Love Is an Orientation Part 1*」をベースにしたバイブルスタディです。

LGBTをめぐる問題は、米国でも、日本でも、LGBT容認派と反対派に分かれて議論が起こっています。アンドリュー・マーリンの原著『Love Is an Orientation』は2009年に出版され、キリスト教福音派を自任する著者がLGBTを選択の問題として認めるような議論を展開したことで論議を呼びました。福音派では、従来、同性愛行為は罪であると長年考えられてきたためです。そして、日本でも邦訳されて『LGBTと聖書の福音』（岡谷和作訳、いのちのことば社、2020年）として出版され、原著と同様、LGBTを一つの性のあり方として認めるかどうかで福音派クリスチャンの中で議論が起こっています。

この問題をクリスチャンとして考える時、聖書的な理解が重要です。マーリンはキリスト教会とLGBTコミュニティの間に「橋を架ける」ことを目指していますが、その橋を主が建てるのであれば、建てる者の働きはむなしからず（詩篇127:1参照）。

このような理解に立ってLGBT問題を考える時、本稿で紹介するギャグノン博士の論文「Truncated Love」は、貴重な学びを提供してくれます。この論文では、『LGBTと聖書の福音』の聖書的問題点を指摘しながら、LGBT問題に関する論点と聖書の教えを詳しく解説しています。

ギャグノン博士の論文を原文の流れに即して翻訳したバージョンも用意していますが、本稿ではマーリンの著作を読んでいない人も理解できるように論文を再構成し、以下の聖書的論点に分けて、その内容を紹介しています。

1. 罪論：同性愛行為は罪か 2
2. 救済論：同性愛行為を継続的に行う人は救われているか 8
3. 教会論：同性愛行為を継続的に行う人に教会はどう対応するべきか 11

¹ 論文執筆時はピッツバーグ神学校准教授。現在はヒューストンバプテスト神学校教授（新約聖書学）を務める。

4. クリスマンがとるべきアプローチ	13
5. 結論：キリスト教の教える愛とは	17
付章：ローマ 1：24～27 でパウロが同性愛全体を非難していると結論づけることができる 5つの根拠.....	19

以下に本論に入ります。

注：訳者が説明を入れながら論文の本文を紹介しています。引用文を除き、「ですます」調の文章が訳者、「である」調の文章がギャグノン博士の本文となっています。

1. 罪論：同性愛行為は罪か

LGBT に関して聖書的に論じるにあたって最初に問題となるのは、「同性愛行為は罪か」という点です。ここで問題になるのは、博士自身も本文で語っているように、同性に惹かれる「同性愛的な傾向」ではなく、同性との性交や結婚です。こうした同性愛行為が罪かどうかについて、博士は以下のように語っています。

マーリンは「同性愛は罪か」という問題を巧妙に避けている

マーリンは、聖書記者が同性愛を重大な性的罪として扱っているかどうかという問いにほとんど答えようとしていない。その代わりに、彼は「五大聖句」²から「永遠の原則」を見出し、その原則によって「LGBT とキリスト教社会」の間に「橋を架け」、「争いを止め」、両者が「違いを理解する」ことができると主張する。教会史上、教会は異端的な教えに直面した際に聖書の釈義と解釈を投げ出したことはなかったが、マーリンは、同性愛という問題に関して、まさにそうするようにすすめているのである。

教会教父は、何世紀にもわたってグノーシス主義の異端と戦っていた当時（紀元 2 世紀～5 世紀）、多くのグノーシス主義者、特に指導者の心を変えることができないからといって、聖書から論じることをやめたりしなかった。パウロは、コリントで近親相姦を行っている男の問題が浮上した時に、「近親相姦について聖書がどう言っているかで争うのはやめて、私たちの違いを乗り越えるのに役立つ永遠の原則を見出そう」とは言い出さなかった。それは、そのような行為を許容できると自負していた（「思い上がっていた」）コリントの「強い」人々の立場であったかもしれないが（1 コリント 5：2）、パウロの立場ではない。マーリンは、性的不道徳をどのように扱うかに関して、基本的にパウロの立場ではなく、コリント人の立場に立っている。

² 訳注：マーリンが著書（第 7 章）で取り上げている五大聖句は、創世記 19 章（ソドムとゴモラに関する箇所）、レビ記 18：22 と 20：13（レビ記の禁止事項）、ローマ 1：24～27、1 コリント 6：9、1 テモテ 1：10。

同性愛は近親相姦に匹敵する重大な性的な罪である

パウロは、1コリント5章で、ある男性が継母と近親相姦の関係を持っていることをコリントの信者たちが容認していることに驚愕している。この関係は、成人同士³の間で、同意のある中で行われているものだったが、パウロは「（マーリンが言うように）この問題は神が扱う問題で、教会が扱う問題ではない」とは言わず、「あなたがたがさばくべき者は、内部の人たちではありませんか」と語り、教会の中で不道徳な行為をしている人々をさばくようにコリントの人々に勧告した（1コリント5：12～13）。さらに、コリントの人々は「兄弟と呼ばれる者」のことで嘆き悲しむべきだとも主張した（1コリント5：2、11）。「私たちの主イエスの名によって」、「彼の霊が主の日に救われるため」、また性的な乱れから共同体を守るために、（罰を与えることが主な目的ではなく）最終的な救済措置として、罪を犯す人を一時的に共同体から追い出す（「一緒に食事をしてはいけない」）必要があったのである（1コリント5：4～11）。

マーリンは、成人同士の同性愛関係が、成人同士の近親相姦と同等の意味を持つとパウロが考えているかどうかを検討しているようには見えない。しかし、パウロにとっては、この2つは同等のものであったことを示す証拠がある。パウロは、1コリント6：9～10にある罪のリストで、神の国を相続できない者として「姦淫をする者」（直訳「姦通者」）、「男娼となる者」（直訳「軟弱な男」。男性の性交相手を引きつけるために女のようになる男性）、「男色をする者」（直訳「男と寝る男」）という性的な罪を犯す人々を挙げ、5章で言及した近親相姦の男と結びつけている。レビ記20章では、第一級の性的罪として、姦淫、最悪な形の近親相姦（父母、子、義理の父母や子との性交）、獣姦の禁止と並んで、男が男と寝ることが禁止されている（10～16節）。

同性愛と近親相姦は、聖書では同様の理由により禁止されている

近親相姦は、聖書では同性愛とよく似た理由で否定されている。どちらも、社会的存在として同じか、あまりにも似ている相手との性交であり、一方は性別の点で、もう一方は血縁の点であまりにも近い存在である。実際のところ、性的関係において別の性別と足りないところを補い合うという原則は、人間が男と女に創造されたことに基づいている。この原則は、血縁関係で近親婚の問題が取り上げられるよりもずっと前から確立している。

近親相姦は、申命記とレビ記の律法によって禁止され、族長たちが行っていた婚姻関係の一部が後代では非合法化された。アブラハムは異母妹のサラと結婚し（創世記20：12）、ヤコブは二人の姉妹と結婚し（創世記29章）、アムラムは叔母のヨケベデと結婚した（出エジプト6：

³ 訳注：ギャグノン博士は同性愛者に言及する際に「成人同士の」や「愛を誓い合った」という修飾語を付けることがよくあります。これは、パウロが非難した「同性愛」は、子どもを対象としたものや、売春などの行為であったという主張があるためです。博士はそれに対し、そうした行為だけでなく、パウロが非難したのは同性愛全般であるという議論を展開しています。

20)。それとは対照的に、同性愛行為は、初めは認められていたが、後になって撤回されたという記述が聖書のどこにも見当たらない。なぜなら、創造の初めから、神は人間の性的関係を「男と女」の間のもので定められたからである（創世記1：27）。

創世記2：18、20では、アダム（人）のために「助け手」（ヘブライ語の「kēnegdô」）を見つける努力が始まる。ここでは「類似性の中の他者性」という原則を確認できる。前置詞「neged」には、「対応する」という類似性（すなわち、人間としての類似性）を表す意味と、「反対の」という相違性（すなわち、アダムから取られた別の性別という相違性）を表す意味の両方が含まれている。この「類似性の中の他者性」という原則は、後に男女間から親族間に応用されることになる。

このように、同性愛と近親相姦の禁止は関連しているだけでない。同性愛の禁止は、近親相姦の禁止よりもっと根本的なもので、土台となるものである。したがって、成人同士の同性愛は、性に関する神の定めに対する違反として、成人同士の近親相姦よりも重大な違反となる。

同性愛は創造の秩序に反する罪である

創世記1：27b（「男と女に彼らを創造された」）は、歴史的背景と文脈から、神が意図された性的関係は互いを補い合う別の性を持つ2人（2人のみ）の間だけのものであることを示している。創世記2：21～24は、男と女は性的な一体性を構成する二つの部分で、自分に欠けている性を持つ相手によって補完されること、結婚で二人が結ばれることで全体性が回復されることを教えている。イエスは、「男と女」（創世記1：27）あるいは「男」が「女」と結ばれる（創世記2：24）という、互いに補い合う2人の性が一つになって完成することを挙げて、性的な結びつきの人数を2人に制限する根拠としている。イエスは、性的関係と結婚は一組の男女間だけのものという前提に基づいて、離婚と再婚を何度も繰り返すことや、その類推として複数の妻を同時に持つ一夫多妻を禁じたのである。エッセネ派は、創世記1：27を同様に用いてイスラエルの一夫多妻制を非難した（*Damascus Covenant* 4.20～5.1）。

性別が2つということは、性的結合も2つの性別の間のものであるということになる。そのため、イエスは、その他の性に関する命令の論理的な土台として、男女間が条件という前提を置いた。イエスにとって、同性愛は創造に基づく性道徳の基本命令に対する違反であり、しかも複数のパートナーとの性的結合よりも重大な違反とした。土台となる原則は、その上に成り立っている原則に優先するからである。歴史的背景と文脈から、イエスが性的関係は男女間だけのものという前提を置いていたことを裏付ける根拠が、そのほかにも少なくとも9つある。

- イエスはモーセの律法全般を守った。イエスは、十分の一でささげる香辛料など比較的些細なこともおろそかにしなかった。
- イエスは、律法の性道徳に関する基準を一段と高め、離婚と再婚（マタイ5：31～32も参照）だけでなく、「心の中で犯す姦淫」（マタイ5：27～28）も罪とした。その上、罪を犯す体の一部を切って捨てよという警告まで行っている（マタイ5：29～30）。

- バプテスマのヨハネは、自らの命を危険にさらして、レビ記で禁止されている近親相姦に反しているとして、ヘロデ・アンティパスを批判した。
- あらゆる同性愛行為に断固反対するというのが、初期ユダヤ教の一貫した態度だった。それ以上に反対するのは獣姦ぐらいで、匹敵するのは（あるとすれば）最悪な形での近親相姦のみだった。
- 初期ユダヤ教と同様に、初代教会も同性愛行為に断固反対した。それと合わせて、イエスにとっての聖書である旧約聖書や、初期ユダヤ教という文脈、イエスに洗礼を授けたバプテスマのヨハネが持っていた性道徳と関連付けて考えると、愛を誓い合った同性カップルの存在にイエスが心を開いていたという主張は、歴史的にあり得ないばかげた話だとわかる。
- イエスは内側から人を汚すものとして、マルコ 7：21～23 で「淫らな行い」 (*porneiai*) を挙げている。第二神殿時代のユダヤ教では、この言葉の意味として同性愛が真っ先に挙げられていた。この言葉は、イエスがいかに真剣に性的罪を受け止めていたかを示している。
- イエスは十戒を大切にしていた（マルコ 10：17～22）。十戒にある「父と母を敬え」「姦淫してはならない」「隣人の妻を欲してはならない」という命令は、性的関係は男女間だけのものという前提に立っている。
- ソドムについてのイエスの言葉（マタイ 10：14～15、ルカ 10：10～12。この点は後ほど詳しく述べる）
- マタイ 19：10～12 の「母の胎から独身者として生まれた人たち」というイエスの言葉は、男性に性的魅力を感じる男性で、（神の御国のために自分から独身者になった人たちのように）生涯にわたって性的関係を持たない人に言及している可能性がある。

以上に挙げた 10 の根拠を考えれば、イエスが同性愛行為に反対していた、しかも強く反対していたことは歴史的に明らかである。そうでないと主張することは、近所の福音派の牧師は成人同士の近親相姦や多人数との性的関係に反対する説教を行ったことがないので、そのような行為を支持しているとか、少なくともそうしたことを大したことではないと考えていると主張するようなものである。イエスが同性愛について直接語っていないのは、ユダヤ文化では取り立てて言う必要がなかったからである。ユダヤ文化では、同性愛を擁護する者はおろか、同性愛を公言する者もなく、そのような行為は聖書で強く禁じられており、初期ユダヤ教では最も深刻な性的罪の一つと見なされていたからである。

1コリント 6：9の「男娼となる者 (*malakoi*) 」と「男色をする者 (*arsehokoitai*) 」の意味

マーリンは、以下の1コリント 6：9の「男娼となる者 (*malakoi*) 」(直訳「軟弱な男」)と「男色をする者 (*arsehokoitai*) 」(直訳「男と寝る男」)の意味について多くを語っていない⁴。

9 あなたがたは知らないのですか。正しくない者は神の国を相続できません。思い違いをしてはいけません。淫らな行いをする者、偶像を拝む者、姦淫をする者、男娼となる者、男色をする者、10 盗む者、貪欲な者、酒におぼれる者、そしめる者、奪い取る者はみな、神の国を相続することができません。

ただし、想定されているのは少年愛だという同性愛者の立場を述べるとともに、コリントで行われていた「神殿売春、道端での売春、乱交」に言及し、同性愛者が主張する読み方に読者を導こうとしているように見える (p.204~205)。また、NIVの不正確な訳「*male prostitutes* (男娼となる者)」(新改訳2017も同様)を *malakoi* の訳として採用し (*malakoi* の意味は男娼に限定されない)、*arsenokoitai* を「同性愛の加害者」(この訳では、この用語がレビ記の禁止事項から来ていることがわからない)と訳していることもよくない。

「男色をする者 (*arsenokoitēs*) 」の意味

マーリンは、*arsenokoitēs* という単語は「聖書にのみ」登場し、「他のギリシャ語文献には一切存在せず」と主張しているが (p.205)、それは誤りである。確かに現存するギリシャ語文献の中では、初めて登場するのが1コリント 6：9だが、この単語の関連語句は2世紀以降のキリスト教文献にも登場し、6世紀にはキリスト教以外のギリシャ語文献にも登場している。

タルムードのラビは、これと関連するヘブライ語の表現「*mishkav zakar*」(男と寝る)を使用しており、これはレビ記に記された禁止事項のヘブライ語からとられている。この言葉が使われている文献は1コリント 6：9よりもずっと後代のものだが、ラビがキリスト教のギリシャ語からヘブライ語の表現を発展させたとは考えにくい。むしろその逆が真実で、ヘブライ語の表現が現存している文献で見つからないのは歴史の偶然に過ぎないだろう。このギリシャ語の用語は、明らかに男性同士の性交を禁止しているレビ記の記述(七十人訳のレビ 18：20、20：13)から生まれたユダヤ的用語、キリスト教用語だということだ。

この推論は、*arsenokoitēs* という言葉が次のように分解できることから成り立つ。

- *arsēn-* : 「男性」
- *koitē-* : 「寝る」

⁴ 訳注：クリスチャンとLGBTコミュニティは、1コリント 6：9の「男娼となる者」と「男色をする者」の解釈をめぐる論争を行っています。この2つの言葉で、パウロは同性愛行為自体を指しているのか、それとも力の強い者が弱い者(子どもなど)に対して行う搾取的行為に限定しているかで争いがあります。

- *-tēs* : 男性名詞の接尾辞

この複合語の最初の要素 *arsēn* は、動詞の語幹 *koit* の目的語であるので、「男と寝る男」という訳は、断然良い訳である。この訳は、パウロと読者に、レビ記が禁じる男性同士の性交を思い起こさせるものである。この言葉は1テモテ1:10で「淫らな者 (*pornoi*) 」と一緒に使われていることから、この用語がレビ記の禁止命令から派生していることを確認できる。なぜなら、パウロはこの悪行リストを「律法」から取り出しており（訳注：1テモテ1:9参照）、十戒のテーマ別にリストが構成されているためである（初期のユダヤ教とキリスト教の議論では、レビ記で禁止される男性同士の性交が、姦淫を禁じる第七戒に含まれることがあった）。

「男娼となる者 (*malakoi*) 」の意味

マーリンがこのことを読者に言うことはないが、パウロは、この2つの言葉、*malakoi* と *arsenokoitai* によって、あらゆる男性同士の性交を非難しようとしていたことを示す極めて強力な根拠がある。*malakoi* あるいはギリシャ語とラテン語の関連語 (*molles*) は、性行為の相手となる男性を引きつけるために女性のようになる男性に使われ、売春行為に限定される言葉ではない。実際に、ローマの風刺作家ユヴェナール (*Satire 2*) は、グラックスという貴族が、平民のコルネット⁵奏者の「花嫁」になり、半公式的な結婚文書に署名したことに言及している。

パウロは「男色をする者 (*malakoi*) 」と「男娼となる者 (*arsenokoitēs*) 」であらゆる同性愛を表現している

arsenokoitēs とその関連語がレビ記の禁止事項から生まれたことから、古代のユダヤ人が一貫して、この禁止事項にはあらゆる同性愛の性的関係が含まれると解釈していたことがわかる（例：Josephus, *Against Apion* 2.199、Philo, *Contemplative Life* 59、*b. Sanhedrin* 54a）。パウロによる *arsenokoitēs* と関連語の用法を見ると、*malakoi* と同様に、小児性愛や売春に限定されないことがわかる。また、「男と寝る男」という表現があらゆる状況を含むことは、ローマ1:27の「男が男と恥ずべきことを行い……」があらゆる状況を含む表現として使われていることでも確認できる。

1コリント5~7章の全体的な文脈を見ると、*malakoi* と *arsenokoitai* という用語の組み合わせで、パウロはあらゆる形態の男性同士の性交に言及しようとしていたことがいっそう明確になる。1コリント5章で取り上げられている近親相姦の男の事例は、この世にある存在として構造的に「似ている」または「同じ」（この場合は血縁関係）である二人の間の性交の具体例として取り上げられている。聖書で近親相姦が非難されているのは、子どもに対する強制や金銭のやり取りがある場合に限定されないことは言うまでもない。また、「父の妻を妻にしている者」という記述も、レビ記や申命記の絶対的禁止事項を反映している（このことは、パウロが「男と寝る男」をいう

⁵ 訳注：金管楽器の一種

表現を使う際に、レビ 18：22 と 20：13 の絶対的禁止事項を念頭に置いていたであろうことを裏付けている）。

同意があるかどうかは問題になっていない

1 コリント 6：9～10 に記されている悪行のリストでは、性的な罪を犯す者と偶像崇拝者を区別しており（つまり、カルト宗教内での性行為に限定されない）、すべての罪について同意があることが推定されている（つまり、強制される行為は想定されていない）。1 コリント 6：16 で創世記 2：24（「……ふたりは一体となる」）が一部引用されているのは、パウロが 1 コリント 6：9 の性的な罪を何らかの形で創世記の基準に反するものと考えていたことを示している。さらに、パウロはかぶり物についての議論の中で（1 コリント 11：7～9、12a）、創世記 1：27 と 2：21～24 を思い起こさせる言葉を使い、かぶり物で性的な区別が曖昧になることに懸念を示しており（同性間の性交渉については言うまでもない）、パウロは「男と寝る男」を創世記 2：24（「男は……その妻と結ばれ」）に反する者と考えていたことを確認できる（ローマ 1：23～27 と創世記 1：26～27 の呼応関係も参照されたい）。1 コリント 7 章でパウロが行っている結婚に関する議論もまた（パウロの全発言に当てはまることだが）、結婚、つまり性的関係が男女間に限定されることが前提になっている。

以上、歴史的、文学的背景から、パウロが *malakoi* や *arsenokoitai* という言葉で非難したのは、特に弱い者を一方的に利用する搾取的行為や不特定多数の男性同士の性交に限定されるものではないことは明らかである。

2. 救済論：同性愛行為を継続的に行う人は救われているか

以上で、聖書では同性愛行為が以下の理由で罪とされていることを見てきました。

- 近親相姦が聖書で禁止されているなら、同性愛行為も当然禁止されている
- 同性愛行為は創造の秩序に反する罪である
- パウロは同性間の性交全般を非難した

それでは、クリスチャンと呼ばれる人で、同性愛の罪を継続的に犯す人は救われているのでしょうか。この点について、ギャグノン博士は以下のように語ります。

信仰は言葉だけでなく行動が証明する

パウロは、ローマ 6：15～23 で、次のようにはっきりと述べている。

あなた方ローマ人は、かつてはひどい性的汚れを含む罪の奴隷だった。「しかし今は、罪から解放されて神の奴隷となり、聖潔に至る実を得ています。その行き着くところは永遠のいのちです」（ローマ 6：22。6：18～19 参照）。しかし、もしひどい行いを続けるなら、その人の本当の主は罪であり、罪を犯す者は、罪によって永遠の死という報いを受ける（ローマ 6：16、21）。キ

リストが私たちの代わりに罪の供え物となってくださったのは、「肉に従わず御霊に従って歩む私たちのうちに、律法の要求が満たされる」（ローマ 8：4）ためであった。「神の御霊に導かれる人」だけが、「神の子ども」（ローマ 8：14）なのである。「もし肉に従って生きるなら、あなたがたは死ぬ [永遠に神から引き離される] こととなります」（ローマ 8：13）という言葉は、ローマ 6：15 の「私たちは律法の下ではなく、恵みの下にあるのだから、罪を犯そう、となるのでしょうか」という問いに対するパウロの最終回答である。その答えは「いや、そうではない」というものである。罪を主とするような生活を送るなら、「イエスは主です」と口で告白しているかどうかに関係なく、あなたは滅びるからだ。あなたの生活が、実際はそうでないことを明らかにしている。

パウロは、悔い改めることなく継続的に行う同性愛行為や他の重大な罪を、その人が罪の奴隷であることの明白な証拠とみなし、悔い改めなければ神の国から締め出されると語っている。

重大な罪を犯し続ける人には神の怒りがとどまる

極端な性的罪を犯す信者の上には、神の怒りがとどまる。パウロがローマ 1：24～27 で同性愛行為を取り上げ、それは自分の体を「辱め」ることであり、「おいせつ」「恥ずべきこと」「汚れ」「自然に反するもの」と言っていることを見ると、確かに極端な性的罪として扱われていることがわかる。パウロがローマ 6 章の後半でローマ 1：24～27 を想起させるような書き方をしているのは、この点を言いたかったからだ。

パウロは、この手紙の受取人であるローマ人が「罪の奴隷」であった、つまり「自分の手足を汚れと不法の奴隷として献げて」いたと語る（ローマ 6：17、19）。「汚れ」（ギリシャ語の *akatharsia*）への言及は重要である。パウロがローマ人への手紙の中でこの言葉をほかに使っているのはローマ 1：24 だけで、この箇所では、一般的な性的罪について使用しているが、特に同性愛行為について言及している。この用語の性的な意味合いは、パウロ書の中で *porneia*（性的不道徳）や *aselgeia*（性的放縦）と密接に関連付けて論じていることから明らかである⁶。ローマ 1：24～27 との呼応関係は、ローマ 6：21 で「今では恥ずかしく思っているものです。それらの行き着くところは死です」と語られていることにも現れている。この「恥」というモチーフは、ローマ 1：24～27 でも色濃く表れているからである。

罪を犯し続けることは神を拒むことを意味する

この点は、現存するパウロの手紙の中でおそらく最も古いテサロニケ人への手紙第一の内容とも一致している。パウロは、テサロニケの回心者に長い感謝の言葉を述べた後、すぐに道徳的なすすめに入る。その最初の項目は、性的純潔の問題である。

⁶ 1 テサロニケ 4：7、ガラテヤ 5：19、2 コリント 12：21。参照：コロサイ 3：5、エペソ 4：19、5：3、6

1 最後に兄弟たち。主イエスにあってお願いし、また勧めます。あなたがたは、神に喜ばれるためにどのように歩むべきかを私たちから学び、現にそう歩んでいるのですから、ますますそうしてください。2 私たちが主イエスによって、どのような命令をあなたがたに与えたか、あなたがたは知っています。3 神のみこころは、あなたがたが聖なる者となることです。あなたがたが淫らな行い (*porneia*) を避け、.....私たちが前もってあなたがたに話し、厳しく警告しておいたように、主はこれらすべてのことについて罰を与える方だからです。7 神が私たちを召されたのは、汚れたこと (*akatharsia*) を行わせるためではなく、聖さにあずからせるためです。8 ですから、この警告を拒む者は、人を拒むのではなく、あなたがたにご自分の聖霊を与えてくださる神を拒むのです。(1テサロニケ 4:1~8)

これを読んで、パウロが、何が許される性行為で、何が許されないかを、(マーリンのように) 神との個人的な関係の中で決めるようにと回心者に言っているように聞こえるだろうか。いや、そうは聞こえない。パウロは、自分が真っ先に教えることの一つは、性的に清い生活とは何かを教え、その決定的重要性を回心者に伝えることであると繰り返し明言している。

ここで注目すべきは、*porneia* (性的不道徳) と並行して *akatharsia* (性的汚れ) という言葉が使われている点である。パウロは、ローマ 1:24、26~27 で特に同性愛を指してこの言葉を使っていたのに対し、ここでは特に姦淫と関連付けている。この箇所では、不道徳な性的関係をやめることは(マーリンの言うような)「最適な理想」であり、そのような性的関係を続けても神との永遠の関係は危うくならないと言われているのだろうか。いや、むしろ「主はこれらすべてのことについて罰を与える方」であり、(性的不道徳と汚れを避ける必要性に関する教えを) 拒絶する者は、「あなたがたにご自分の聖霊を与えてくださる神を拒むのです」と語られている。このように、同性愛行為を堂々と続ける自称信者は、聖霊を与えてくださった神ご自身を拒絶しているのである。これは良いことのように思えないが、どうだろうか。そして、それに対する解決策が、その人がしていることの意味を告げないことなのだろうか。私はそうは思わない。

重大な罪を犯し続ける人は救われていない

マーリンは、悲しいかな、今も行われている同性愛行為の問題を回心の問題から完全に切り離してしまっている。しかし、パウロやルカ、新約聖書のすべての記者にとって、悔い改めは回心のプロセスの一部である。確かに人は完全になることはないが、それでも罪から神へと立ち返る瞬間は人生の岐路となる。悔い改めのしるしとして、人殺しは殺人をやめる。泥棒や恐喝をする人は、盗んだり恐喝をしたりすることをやめる。姦淫を行う者は姦淫をやめる。そして、同性間の性行為や近親相姦を行う者は、これらの明らかに不道徳な行為をやめる。このような極端な罪をやめるといっても、時折「後戻り」をしてしまい、その後で悔い改めることになる可能性を認めたとのことであり、完璧になるように求めているわけではない。しかし、初代教会は、このような行動の変化を悔い改めに伴う最低限のしるしとした。「私は信じます」と言いながら、クリスチャンになる前の生活の特徴である姦淫、近親相姦、同性愛、小児性愛、強姦、強盗、恐喝、

殺人を悔い改めることなく行い続ける人は、不信仰から信仰に入る扉をくぐってはいないのであって、いかなる意味でも救われていない。

3. 教会論：同性愛行為を継続的に行う人に教会はどう対応するべきか

以上で、同性愛行為が罪であり、同性愛行為を悔い改めることなく継続していることは救われていないしるしであるというギャグノン博士の主張を見ました。それでは、このような同性愛行為を常習的に行う「クリスチャン」に対して、教会はどのように対応すればよいのでしょうか。この点も、聖書に模範が示されていると博士は語ります。

1 コリント 5～7 章は同性愛を含む重大な罪への対処法を記している

マーリンは、以下の 1 コリント 6：9～10 の悪行のリストを取り上げている。

9 あなたがたは知らないのですか。正しくない者は神の国を相続できません。思い違いをしてはいけません。淫らな行いをする者、偶像を拝む者、姦淫をする者、男娼となる者、男色をする者、10 盗む者、貪欲な者、酒におぼれる者、そしる者、奪い取る者はみな、神の国を相続することができません。

しかし、マーリンは、この箇所が 1 コリント 5 章の近親相姦の男に対する取り扱いという全体的な文脈の中で語られていることに気付いていないようである。1 コリント 6：9～10 の悪行リストは、次の 1 コリント 5：10～11 の悪行リストとほぼ同じである。

10 それは、この世の淫らな者、貪欲な者、奪い取る者、偶像を拝む者と、いっさい付き合い合わないよという意味ではありません。そうだとしたら、この世から出て行かなければならないでしょう。11 私が今書いたのは、兄弟と呼ばれる者で、淫らな者、貪欲な者、偶像を拝む者、人をそしる者、酒におぼれる者、奪い取る者がいたなら、そのような者とは付き合い合ってはいけない、一緒に食事をしてはいけない、ということです。

大きな違いは、パウロが 1 コリント 5：9～11 で近親相姦の男にすでに適用していた一般的な用語 *pornoi*（「淫らな者」。性的に不道徳な者の意味）の意味を補うものとして（1 コリント 5：1 の *porneia*「淫らな行い」参照）、3 種類の性的な違反者（「姦淫をする者」「男娼となる者」「男色をする者」）を 6：9 に追加していることである。こうした性的罪に、1 コリント 6：15～17 では遊女との性行為（*pornē*）、7：2 では「淫らな行い」（結婚外の性行為）が追加されている。

1 コリント 5：10～11 と 6：9～10 の悪行リストは、別の意味でもつながっている。1 コリント 5：9～13 でパウロが下した実際的な結論は、コリントの近親相姦の男のように「兄弟と呼ばれる者」（信者）で、そのような行為を行っている者とは「付き合い合ってはいけない、一緒に食事をしてはいけない」というものだった。パウロがこの実際的な結論を導き出したのは、1 コリント 6：9～10 で示された「性的に不道徳な者」（近親相姦、姦淫、同性同士の性交、売春婦との性

行為、不品行などを悔い改めることなく、継続して行う者）が「神の国を相続することはない」という神学的な確信によるものだった。

性的な罪を犯す者を懲戒する理由

このような性的な罪を犯す者を懲戒する理由は、その人の永遠がかかっているからである。つまり、神と共にある永遠のいのちから永久に締め出される可能性が高いからだ。自分のことを信者と呼ぶ者がそのような行為を行っているなら、教会は何もせずに傍観しているわけにはいかないのである。そのため、パウロは、（罰を与えるためではなく）救済措置として、その人を一時的に共同体の安全圏の外に置くことを主張した。そうするのは、（1）罪を犯す者のためであり（警告しなければ、神の国を相続できない結果となる可能性が高い）、（2）共同体全体のためであり（1 コリント 5：6～7 のパン種の例えが示すように、そうしなければ重大な性的罪に慣れ、性的不道徳が横行してしまう）、（3）最終的には神とキリストのためである（信者たちを罪の力から贖った神が、不道徳を容認してきた共同体に裁きを下さざる得ない状況となる。1 コリント 10：5～12 参照）。

パウロは、これ以外の箇所では一致を強調しているが（1～4 章では分派、8～10 章の一部では偶像の肉、12～14 章では霊的賜物について）、性的不道徳の場合は、自分を信者と呼ぶ者が悔い改める様子もなく性的不道徳を続けるなら、懲戒処分にかかる必要性を力説している。

言い換えると、マーリンは「他の人の人生に関して、どの時点でその責任から解かれるかを知る」ことを教えているが、実際の 1 コリント 6：9 の文脈では、まったく逆のことが教えられているのである。パウロは、「あなたがたがさぼくべき者は、内部の人たちではありませんか」（5：12）という修辞疑問を投げかけている。文脈から、答えは「はい、その通りです」というものであることは明らかである。しかし、マーリンはどういうわけか「いいえ、違います」という答えを出してしまっている。

初代教会では、性的不道徳を避けることは教会の一員になるための条件だった

以上のような理由で、エルサレム会議の結論で、使徒たちは教会の一員になるための条件として性的不道徳（「淫らな行い」）を避けることを要求したのである（使徒 15：20、29、21：25）。パウロが新しい回心者に対して、イエス・キリストという唯一の神への礼拝（偶像崇拝の禁止）の必要性を説いたすぐ後に、性的純潔（性的不道徳の禁止）の必要性を説いたのも同じ理由である（1 テサロニケ 4：1～9、ガラテヤ 5：19、21、1 コリント 6：18～20、エペソ 4：19、5：3～13）。コリント人への手紙第一にある「淫らな行いを避けなさい」（6：18）と「偶像礼拝を避けなさい」（10：14）という 2 つの命令があるのは偶然の産物ではなく、双子のような関係にある。この 2 つのことは、パウロが異邦人の回心者に対して最も気にかけていたことで、罪深い生活から離れることが念頭にあった。

長老の役割は誤った教えを説く者を厳しく戒めて、その信仰を健全にすること

すべての牧会書簡（1テモテ、2テモテ、テトス）で、長老または監督が行う最も重要な職務として挙げられているのが、信仰を守り、真理を教え、誤りを犯す者を正すことである。たとえば、テトスへの手紙には、長老・監督が次のように務めを果たすように言われている。

9 教えにかなった信頼すべきみことばを、しっかりと守っていなければなりません。健全な教えをもって励ましたり、反対する人たちを戒めたりすることができるようになるためです。

この後でも、テトスは偽教師を「厳しく戒めて」（テトス1：13）と命じられている。また、テトス3：10～11でも「分派を作る者は、一、二度訓戒した後、除名しなさい」と言われている。この「分派を作る者」とは、教会が教える教理や倫理（性道徳を含む）を受け入れない者の方であって、著しく不道徳な行為を責める者の方ではない。

教会による懲戒の目的

教会が行う懲戒の目的は、罰することではなく、悔い改めを促すことで、懲戒の対象者を御国に取り戻すことである。このことは、パウロが2コリント2：5～11、7：8～13で、罪を犯した人の心の変化について述べていることから明らかである。パウロは、罪を犯したことに対する彼の「あまりにも深い悲しみ」をサタンに利用されないように、コリントの人々に早く赦し、慰め、愛を再確認するように促した。パウロが涙をもって書いた手紙（今は現存していない）は、最初、コリント教会が罪を犯した者を悔い改める前に支持したことがきっかけであり、それはコリント教会が罪を犯した者を懲戒にかけず、その者の味方をしてパウロと対立したことに表れていた。パウロは、手紙によってコリントの人々が悲しむことを喜ばなかったが、その悲しみが悔い改めにつながったことは心から喜んだ。「今は喜んでいます。あなたがたが悲しんだからではなく、悲しんで悔い改めたからです。……神のみこころに添った悲しみは、後悔のない、救いに至る悔い改めを生じさせます」（2コリント7：9～10）。マーリンは、パウロのまさにこのような対応（悔い改めを促すための叱責と懲戒）を、同性愛者の救いを妨げ、愛のない不誠実な教会の対応として排除しているのである。

4. クリスマンがとるべきアプローチ

以上で、同性愛行為が罪であり、救いにも影響する重大な問題であるため、教会は罪を犯す人を戒め、時には懲戒という手段を使って正す必要があることを見ました。それでは、私たちクリスマンがとるべきアプローチはどのようなもののでしょうか。ギャグノン博士は、マーリンが著書で訴えているアプローチと対比させて以下のように論じています。

マーリンのアプローチはパウロとは異なる

マーリンによると、同性愛に反対するクリスチャンは、「ゲイのクリスチャン」に対する「責任を手放し」、「パウロがコリントの教会に対してしたように、彼らの信仰の旅路を形成してくださる神の最終的な力」(p.209。強調筆者)を信頼する必要があるという。しかし、マーリンにとって問題となるのは、近親相姦の男の場合、パウロは男の行く末に対して「責任を手放し」はしなかったし、そうするようにコリントの信者にすすめたわけでもないことである。神の最終的な力に対する信頼から、コリントの近親相姦の件に介入せずにそのまま放置したり、コリントの信者たちにそのような方法をとるようにすすめたりはしなかった。それどころか、パウロは「私たちの主イエスの名によって」、コリントの教会に対してその男を自分たちの中から取り除くように主張したのである。この点は、13節ある1コリント5章の中で少なくとも6回は主張されている。

それなのに、あなたがたは思い上がっています。むしろ、悲しんで、そのような行いをして
いる者を、自分たちの中から取り除くべきではなかったのですか。(5:2)

そのような者を、その肉が滅ぼされるようにサタンに引き渡したのです。それによって彼の
霊が主の日に救われるためです。(5:5)

新しいこねた粉のままでいられるように、古いパン種をすっかり取り除きなさい。あなたが
たは種なしパンなのですから。私たちの過越の子羊キリストは、すでに屠られたので
す。(5:7)

私は前の手紙で、淫らな行いをする者たちと付き合わないようにと書きました。(5:9)

私が今書いたのは、兄弟と呼ばれる者で、淫らな者、貪欲な者、偶像を拝む者、人をそしる
者、酒におぼれる者、奪い取る者がいたなら、そのような者とは付き合っ
てはいけ
ない、一
緒に食
事をし
てもい
け
ない、
とい
うこ
とで
す。(5:11)

「あなたがたの中からその悪い者を除き去りなさい」(5:13) (申命記17:7の引用)

これ以下の対応をしたのでは愛がない。罪を犯している人がそのまま放置され、破滅に向かうことになるからである。これと同じ対応が、自分をクリスチャンと呼びながら、積極的、常習的に、姦淫、同性との性行為、売春婦との性行為、偶像崇拜、窃盗、強要を行ったり、泥酔したりする者にもとられたはずである。性的な罪は特に悪質であるとパウロは論じている。それは、体が聖霊の宮となっている人に対して、表面的ではなく、全体的な影響を及ぼすからである(1コリント6:18~19)。そして、強い快楽が伴うその性質上、執拗な自己正当化が行われる(1コリント6:12~15)。

コリントの教会が、マーリンのような立場からパウロの手紙に次のような返信をしたらどうなるか、想像してみてください。

パウロさん、あなたがおっしゃっていることはこういうことですね。父の妻と性的関係を持った男は、私たちが彼の結論に同意するかどうかに関係なく、自らキリストとの関係で自立することができます。あなたは、近親相姦の男の人生に対する責任とコントロールを手放し、彼の信仰の旅路を形成する神の最終的な力に信頼することを私たちに望んでおられます。あなたは、彼自身が納得していないことを、彼にさせることはできないと私たちに認識してほしいのです。私たちは、彼が信仰によって神の国を相続するための旅路に出発したこと、神だけが彼の生き方を変えることができることに同意します。あなたが望まれるように、私たちはこの問題を神の手に委ね、このような行為を行った男を懲戒にかけようとは思いません。

しかし、同性愛に対する見解に関して、マーリンに対して本来言うべきなのはまさに次の言葉である。

同性愛者を本当に愛し、神の力を信じている人は、信仰にある兄弟姉妹の間で、このような不道德な性行為が続くことを許しません。また、そのような行為を非難しないでおくこともありません。そのような性的罪を犯す者が、基本的な性道徳の基準に反する生活をしながら、何のものがめもなく、何の制限もなく交わりを続けることなどありえません。もちろん、未信者は教会でみことばの宣教に接する機会を与えられる必要があります（1コリント 14：23 参照）。また、信者も、大きな不道德罪を犯していても、自らの誤ちを知り、悔い改める十分な機会を与えられる必要があります。しかし、教会は、このような問題で「責任を手放す」ことなど決してできません。教会には、不道德に対して反対の声を上げ、不道德な行為を繰り返して悔い改めないメンバーを愛をもって正す義務があるのです。

マーリンのアプローチはイエスとも異なる

教会は、違反者を（もちろん適切に、愛をもって）叱責し、悔い改めを求める義務を決して手放すことができない。イエスはこの点を明確にしている。「兄弟が罪を犯したなら、戒めなさい。そして悔い改めるなら、赦しなさい」（ルカ 17：3～4）。同様に、マタイ 18：15～17では、2テサロニケ 3：14～15と同様に、共同体の懲戒にかけられるためのプログラムが示されている。しかし、マーリンは、自分のことをクリスチャンと呼ぶ者が行う、継続的で悔い改めない同性愛行為に対して、その人を教会生活から一時的に取り除くことも、いかなる叱責を行うことも教会は控えるべきだと考えている。さらにマーリンは、性的な罪を犯す者を教会が懲戒にかけると命じている 1コリント 6：9の文脈を、罪を犯す者に対する「責任とコントロールを手放す」という「永遠の原則」の聖書的根拠として用いるのである。解釈学的には、これにはただただ驚くほかない。

マーリンのアプローチはパリサイ人と似ている

問題は、マーリンはなぜパウロやイエスのようなアプローチをとることができないのか、ということである。おそらく、そうすれば同性愛者コミュニティへの宣教が難しくなっているか

らだろう。しかし、パウロがすべての同性愛行為を非難したのか、一部の同性愛行為だけを非難したのかわからないからお手上げだと言うのは、山のような証拠を前にしてあまりにも不誠実である。初代教会ではありえなかった隠蔽工作である。それは結局のところ、マーリンが福音を伝えたいと思っている同性愛者のコミュニティに対しても、不誠実な対応になってしまう。それは、現在、成人間の近親相姦関係にある人に福音を伝える際に、「残念ながら、1コリント5章で、父の妻と寝ている男性に否定的な反応をしたパウロが何を語っていたのか、誰も遡って聞くことができません。パウロが合意のある近親相姦関係まで非難の対象にしていたのかどうか、私たちにわかりません」と言うようなものである。それは、親が子どもに「バーナーの火はついていますが、触るとケガするかどうかはよくわからないよ」と言うようなものでもある。このような発言は、誠実とも愛情とも言えない。もし聖書が、継続的な同性愛行為によって、自分のことをクリスチャンと呼んでいる人であっても、永遠のいのちを受けることができなくなる危険性を教えているのであれば（まさにそう教えている）、同性愛者のコミュニティから回心しようとしている人にその情報を提供しないことは、親切でも優しさでもない。同性愛者には、他の重大な罪を犯す者には許されていない、ある種の免罪符が与えられているわけではないのである。

マーリンがLGBTコミュニティと保っている友好関係は、あまりに大きな代償の上に成り立っている。聖書が同性愛について語っていることに口を閉ざしている（さらに悪いことには誤って伝えている）ために、「ゲイ・クリスチャン」と同性愛の支持者は同性愛関係を受け入れるよう圧力をかけ続ける（世俗社会の全面的な後押しがあることについては言うまでもない）。マーリンのアプローチは、パウロだけでなく、イエスのアプローチとも異なっている。イエスは「罪人や取税人」に手を差し伸べたが、経済的な搾取や性的に不純な行為に口を閉ざすことはなかった。そして、そうした罪について、人々に悔い改めるよう呼びかけたのである。確かにイエスは、パリサイ人の偽善についても批判した。パリサイ人は、些細な罪ばかりに目を向け、もっと大きな罪（時には自分自身の罪）を見逃して、大きな罪を犯す者の地獄行きを確定させた。また、パリサイ人は人をその状態からどうやって回復させようかとほとんど考えようとしなかった。しかし、イエスはあきらめずに神の厳格な基準を宣言し、さらにはその基準を一段と高めた。イエスは、神の基準の最大の違反者に手を差し伸べ、愛し、一緒に食事をし、「もう罪を犯してはなりません。そうでないと、もっと悪いことがあなたに起こるかもしれない」（ヨハネ5：14と8：11を比較参照）と語られたのである。イエスは、大多数のパリサイ人とは異なり、揺るぎない倫理観と揺るぎない罪人への宣教を組み合わせ、常にその両方を行い、（古代と現代のパリサイ人のように）どちらか一方だけを行うことはなかったのである。

パリサイ人は、神の厳格な道徳的基準を宣言すると同時に、その基準を破る者に愛の手を差し伸べるのが神の民だという思いに至るまで、神学的な想像力を働かせることができなかった。愛をもって後者に手を差し伸べるなら、基準を低くする必要があると考えたのだ。そのため、イエスが罪人や取税人の間で人気を博しているなら、神の厳格な基準について妥協しているに違いないと結論づけたのである。しかし、それは間違っていた。マーリンは、「同性愛行為は間違っていると宣言しながら、同性愛者に愛の手を差し伸べることはできない」というパリサイ人に似た考え方に沿っているため、イエスよりもパリサイ人に近い存在になっている。

5. 結論：キリスト教の教える愛とは

真理を伴わない愛は、人々を破滅の道へと導くことがある

愛を伴わない真理は、人々を福音から遠ざけ、小さなことにこだわることにより、結局は偽善になるというのは、キリスト教界では常識のようになっている。しかし、真理を伴わない愛は、自分の行いがもたらす結末を警告しないことによって、人々を破滅の道へと導くことがある。パウロの有名な「愛によって働く信仰」（ガラテヤ5：6）という言葉は、聖書に記されているパウロの手紙の中でも、最も厳しい手紙の中に出てくる。実際に、この言葉は、ガラテヤの異邦人信者が割礼を受けるなら「キリストから離れ」、「恵みから落ちて」（ガラテヤ5：4）しまうという警告の直後に書かれているのである。パウロは、ガラテヤの異邦人信者に「肉のわざ」を行わないように警告しており、その最初に「淫らな行い（*porneia*）」（性的不道徳）、「汚れ（*akatharsia*）」（性的汚れ）、「好色（*aselgeia*）」（性的放縦）という3つの性的な罪を挙げている（ガラテヤ5：19）。パウロは次のように明言している。「以前にも言ったように、今もあなたがたにあらかじめ言うておきます。このようなことをしている者たちは神の国を相続できません」（ガラテヤ5：21）。パウロが言っていることは、マーリンが同性愛者との会話で言うてはいけないと読者に言い聞かせている内容そのものである。ところが、パウロにとって、こうしたことは「愛によって働く信仰」の一部なのである。

「愛をもって真理を語る」ことの意味

これと同じような文脈で、さらに有名な「愛をもって真理を語る」というパウロの言葉が出てくる（エペソ4：15。この後は「……あらゆる点において、かしらであるキリストに向かって成長するのです」と続く）。この言葉のすぐ後に、パウロは性的不道徳を避ける必要性を訴える切実な呼びかけに入る。

17 ……あなたがたはもはや、異邦人がむなしい心で歩んでいるように歩んではなりません。……19 無感覚になった彼らは、好色（*aselgeia*）に身を任せて、あらゆる不潔な行い（*akatharsia*）を貪るようになっていきます。20 しかしあなたがたは、キリストをそのように学んだではありません。21 ただし、本当にあなたがたがキリストについて聞き、キリストにあって教えられているとすれば、です。真理はイエスにあるのですから。22 その教えとは、あなたがたの以前の生活について言えば、人を欺く情欲によって腐敗していく古い人を、あなたがたが脱ぎ捨てること、23 また、あなたがたが霊と心において新しくされ続け、24 真理に基づく義と聖をもって、神にかたどり造られた新しい人を着ることでした。……3 あなたがたの間では、聖徒にふさわしく、淫らな行い（*porneia*）も、どんな汚れ（*akatharsia*）も、また貪りも、口にすることさえしてはいけません。……5 このことをよく知っておきなさい。淫らな者（ *pornos*）、汚れた者（ *akathartos*）、……こういう者はだれも、キリストと神との御国を受け継ぐことができません。6 だれにも空しいことばでだまされてはいけません。こういう行いのゆえに、神の怒りは不従順の子らに下るので

す。7 ですから、彼らの仲間になってはいけません。8 あなたがたは以前は闇でしたが、今は、主によって光となりました。光の子どもとして歩みなさい。…… 10 何が主に喜ばれることなのかを吟味しなさい。11 実を結ばない暗闇のわざに加わらず、むしろ、それを明るみに出さなさい。12 彼らがひそかに行っていることは、口にすることも恥ずかしいことなのです。(エペソ 4：17、19～24、5：3、5～8、10～12)

この箇所によれば、「愛をもって真理を語る」上で、以下は避けることではなく、むしろ必要なことである。

- 性的に不道徳な行いを「イエスにある真理」とは相容れないものとして「脱ぎ捨て」、被造物に刻印された神の似姿にならって「真理に基づく義と聖をもって」心を新しくするように信者にすすめる。
- 性的に不道徳な行為を容認するような言葉を口にしないこと、ましてや教会でそのような行為を容認することなどないように命じる。
- 性的に不道徳な者は神の国を相続できず、裁きの日に神の怒りを受けることになることと警告する。
- 性的に不道徳な行為をしている人とは付き合わないで、むしろ彼らの誤りを暴き、過ちを批判するように命じる。

マーリンのように、ある行動が不道徳かどうかを評価するのは自分たちではなく、神であると主張するなら、上記のようなアプローチをとることはできない。パウロによる「愛の賛歌」である 1 コリント 13 章で、愛は「不正を喜ばずに、真理を喜びます」(13：6) と言われているのは不思議なことではない。

マーリンの愛はキリスト教で言うところの愛ではない

マーリンは、この世が言う「愛」によって行動しているが、それは寛容という概念とほとんど変わらない。寛容は、不道徳な行為に対して発揮すると、聖書記者の間では美德ではなく悪徳とみなされる(黙示録 2：2、20、詩篇 101：5、ミカ 6：11 を参照)。ユダヤ・キリスト教における愛の理解は、誤りを正すという点で、もっと強固なものである。このような理由から、マーリンの著書は結局のところ、同性愛行為を行う人々にキリスト教的な意味での愛を広めるものではないように思われる。少なくとも、完全な形の愛を広めるものではない。よく言えば、未熟な、安直な愛を推進するものである。最悪の場合、(罪人を神の国から遠ざけるという意味で) 実質的なヘイトを助長することになる。それは、聖書が同性愛をどう見ているかという真理の問題を正しく理解していないか、少なくともその真理を最も必要とする人々から隠そうとしているためである。そして、そうすることで、多くの人々が下る神の裁きを受ける危険性にさらされるのである。

付章：ローマ 1：24～27 でパウロが同性愛全体を非難していると結論づけることができる 5つの根拠

マーリンの言葉⁷に反して、パウロが、成人同士で愛を誓い合ったカップルも含め、すべての同性愛行為を非難していたかどうかを知るのに、時間を遡って当時に戻る必要はない。文学的、歴史的な文脈で、この点が明らかになっている。

(1) パウロは、ローマ 1：26～27 で同性愛を批判しているが、ここでは明らかに創世記 1：27 の創造に関する記述を念頭に置いている。

ローマ 1：23、26～27 と創世記 1：26～27 との間には、人間、像、似姿、鳥、牛、爬虫類、男性、女性という 8 点の対応関係があり、相対的な配置順もよく似ている。

創世記 1：26～27

ローマ 1：23、26～27

A. 人間に見る神の似姿とかたち

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 人間 (<i>anthropos</i>) | 似姿 (<i>homoïoma</i>) (3) |
| (2) 像 (<i>eikon</i>) | 像 (<i>eikon</i>) (2) |
| (3) 似姿 (<i>homoïosis</i>) | 人間 (<i>anthropos</i>) (1) |

B. 動物界に対する支配

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| (4) 鳥 (<i>peteina</i>) | 鳥 (<i>peteina</i>) (4) |
| (5) 牛 (<i>ktene</i>) | 四足動物 (<i>tetrapoda</i>) (5) |
| (6) 爬虫類 (<i>herpeta</i>) | 爬虫類 (<i>herpeta</i>) (6) |

C. 男女の区別

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (7) 男 (<i>arsen</i>) | 女 (<i>theleiai</i>) (8) |
| (8) 女 (<i>thelus</i>) | 男 (<i>arsenes</i>) (7) |

このような創世記 1：26～27 との比較で見られる聖句間の呼応関係は、ローマ 1：24、26～27 の文脈でも裏付けられる。この箇所では、「創造主」としての神の役割を強調しており (1：25)、神と人間に関する知識は「自然」の観察からも導き出せると語っている (1：19～20、26～27)。つまり、墮落があったにもかかわらず、被造物の肉体的構造はそのままだったということである。「世界が創造されたときから」はっきりと認められる神に関する真理を阻む者は、「自然」の中

⁷ 訳注：ローマ 1：26～27 で、パウロは少年男色を非難していたのか、同性愛全体を非難していたかという議論があります。この議論に関して、マーリンは「誰も当時に遡りパウロに彼が何を指していたのかを聞くことはできません」と語っています (p.199)。

ではっきりと認められる男女が持つ性の相補性に関する真理も阻む可能性が高い。創世記2：24が、男性同士の性交を非難した1コリント6：9の背景にある聖句であることは、すでに見たとおりである。

このような聖句間の呼応関係から、2つの結論が導かれる。第一に、パウロは、自分がイエスの良き弟子であることを示している。パウロは、イエスが性道徳を語る上で欠かすことができないと宣言したのと同じ2つの聖句を取り上げ、イエスと同じく、男性と女性という2つの性は補い合う関係にあるというメッセージを強調したのである。第二に、この呼応関係により、パウロが同性愛行為を問題視した主な理由は、創造において確立された男女間の結婚という神のみこころに反するからであって、当時の同性愛行為が一般に（一方が他方を利用する）搾取的なものだったという理由ではないことが証明されている。

(2) ローマ1：24～27に記されたパウロの「自然」に関する議論は、搾取的な同性愛行為とそうでないものとの区別を論じたのではなく、むしろすべての同性愛関係を全面的に否定するものである。

パウロは、「自然に反する」(*para phusin*)という言葉で、被造物の肉体的構造による証拠、つまり男性と女性の互いを補い合う肉体的特徴により、人間の性的関係に対する神のみこころが明確に証明されていると語っている。

(3) ローマ1：24～27でパウロは、同性間の性交を行う者が「男同士で情欲に燃えました」、「彼らは互いに自分たちのからだを辱めています」と語り、同性愛の情欲が双方向のものであることを強調している。

このことは、パウロが強制的で、搾取的な行為に限定して発言したのではないことを証明している。さらに、ローマ1：26～27ではこうも言われている。

.....女たちは自然な関係を自然に反するものに替え、同じように男たちも、女との自然な関係を捨てて、男同士で情欲に燃えました。

ここで、異性から同性に「替え」、異性を「捨てて」同性に向かったという表現は、特定の状況に限定されていない。つまり、すべての同性間の性的関係が含まれることは明らかである。問題は、あくまでも同性との性的関係を追求するために、異性との性的関係を捨てたり、交換したりしたことであることが明確に述べられているのである。

(4) ローマ 1:26 ではレズビアン⁸の性交が非難されている。この事実と、聖書が非難しているのは搾取的な同性愛行為に限定されるという見方は一致しない。古代のレズビアンには、通常、小児性愛、売春、奴隷虐待といった傾向は見られなかったからである。

バーナデット・ブルーテンは、レズビアンを自認し、同性愛者の視点から古代のレズビアンに関する最も重要な文献を著した人物だが、そのブルーテンでさえ、次のように認めている。

ボズウェルは……「初代キリスト教会では、同性愛行為そのものに反対していたようには見えない」と主張する。私が本書で紹介している女性の同性愛に関する資料は、[この結論と]まったく逆のことを証言している。……

もし……小児性愛の持つ非人間的な側面が、パウロが男性間の性的関係を非難した動機だったとしたら、なぜ同じ文章で女性間の性的関係を非難しているのだろうか。……ローマ 1:27 は、レビ 18:22 や 20:13 と同じく、年齢に関係なく、同性愛関係にあるすべての男性を非難しているのであって、お互いの同意がないことや関係を受け入れざるをえない少年への配慮がパウロの中心的な関心事だったとは思えない。……古代の文献は、女性と少女の間の性的関係についてはほとんど何も語っていない。この事実、パウロは小児性愛としての同性愛に反対していただけだというロビンズ・クロッグスの説を根底から揺るがすものだ。⁸

(5) パウロの文化的環境には、互いを思い合う同性カップルという概念がすでに存在していたし、ギリシャ・ローマ世界にはそれを拒絶していた倫理学者がいた。

プラトンの『饗宴 (シンポジウム)』は、紀元前 380 年頃の作品だが、この時代でもすでに、作中のアリストパネスが男性同士の関係に関してこう述べている。「彼ら [二人の男性] は生涯を添い遂げる。……互いに結び合わされ、融合して一体になること、……二人から一人の人になることを望むのである」(192E)。

紀元 2 世紀のロマンス小説であるエフェソスのクセノフォン著『エフェソス物語』(3.2) とアキレス・タティオス著『レウキッペとクリトフォン』(1.7~8、12~14、33~34) には、いずれも同年代の男性の恋人をめぐる悲愛の物語が収録されている。また、サモサタのルキアノス(紀元 2 世紀半ば)は、男性的なレスボス人のメギラと、その「妻」であるコリント人のデモナッサという、自分たちを夫婦とみなす 2 人の裕福な女性について語っている (*Dialogues of the Courtesans* 5)。天文学者であるアレクサンドリアのプトレマイオス(紀元 2 世紀)は、「自然に反する性的関係を求める」星の下に生まれた男っぽい女性が、「法的な妻」と呼ぶ女性たちとの性的関係で主導的な役割を果たしていると語っている (*Tetrabiblos* 3.14, §171~72)。いくつかのラビ的文書では、男性同士の結婚を禁じており、一つの文書では、エジプトの慣習に言及し

⁸ Brooten, *Love Between Women*, 11, 253 n. 106, 257, 361.

て女性同士の結婚も禁じている (*Sifra on Lev 18:3*)⁹。アレクサンドリアのクレメンスも同様に「自然に反して...女性と結婚する女性」 (*Paidagōgos 3.3.21.3*) に言及している。こうした結婚に関する文献を読むと、古代世界でも愛を誓い合った同性愛者がいたことがわかる。

パウロはすべての同性愛行為を非難した

ギリシャ・ローマ世界の倫理学者の中には、自然に反するという論拠であらゆる同性愛関係を非難する人々がいた。このような「異教」世界の中でも、あらゆる形態の同性愛行為に断固反対する人々が出始めていたのであれば、パウロが、愛を誓い合った同性カップルは例外と考えていた可能性はどの程度あるのだろうか。上記の証拠に加えて、パウロは、愛を誓い合った関係にあったかどうかに関係なく、同性愛行為に全面的に反対していたユダヤ人の聖書と社会をベースに活動していたという事実を付け加えることができる。また、パウロは、天地創造の記述に基づいて、性的関係は男女間のみという前提を置いていた人物 (イエス) の弟子であったという事実もある。

歴史的に見れば、パウロが当時のユダヤ人やキリスト教徒と同様に、全面的に、断固として同性愛に反対していたことは、圧倒的な証拠から疑いようがない。(「ゲイ」を自認する) 歴史家のルイス・クロンプトンは、著書『*Homosexuality and Civilization* (同性愛と文明)』の中で、次のように正しく述べている。

パウロの言葉は、愛を誓い合った関係にある「誠実な」同性愛者に向けたものではないという解釈がある。しかし、そのような解釈は、どれだけ善意から出たものでも、不自然であり、歴史的でないように思われる。パウロや同時代の他のユダヤ人が書いた書物には、いかなる状況であっても、同性愛関係を容認するような記述はどこにも出てこない。同性愛者が愛を誓い合っている関係にあれば救済されるかもしれないという考えは、パウロや、他のユダヤ人、初期のキリスト教徒にはまったくなじみのないものであったはずである。¹⁰

⁹ *Sifra on Lev 18:3, Genesis Rabbah 26.6; Leviticus Rabbah 23.9; b. Hullin 92b*. Cf. Brooten, *Love Between Women*, 65.

¹⁰ Louis Crompton, *Homosexuality and Civilization* (Cambridge: Harvard University Press, 2003), 114.